

第1章 景観計画の目的

1. 景観計画策定の背景と目的

日本のまちづくりは、高度経済成長を背景として、経済性や機能性が優先され、美しさへの配慮が欠けてきた現状があります。昭和50年頃から、全国の地方公共団体において、地方自治法に基づく景観条例（自主条例）の制定をはじめとした様々な取り組みがなされてきました。

このような中、平成15年、国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」（*P83）を公表し、行政の方向を美しい国づくりへと大きく舵を切ることを宣言しました。そして、平成17年、我が国で初めて景観を対象とした基本的かつ総合的な法律として、「景観法（*P84）」を全面施行しました。これらは、全国各地で行われてきた自治体による景観条例制定や市民による景観訴訟など、景観に対する社会的関心の高まりを背景として行われた政策です。

本市においても、平成2年度に、「佐賀市都市景観基本計画」を策定、平成4年度に「佐賀市都市景観条例」を制定し、市街地におけるマンション建設問題をきっかけとした市民意識の高まりを受けての都市景観形成地区の指定、大規模建築物等の届出制度や景観賞の表彰等、様々な景観施策を行ってきました。さらに、平成17年度には景観行政団体（*P83）となり、平成18年度に景観計画（*P83）を策定し、これまで自主条例による緩やかな景観誘導を図ってきました（本市の景観施策についてはP2の表を参照）。

しかし、自主条例による取り組みには限界があり、近年では、周辺と不調和な建築物等が見られるようになり、本市の魅力的な景観に新たな課題が生じてきました。また、2度の市町村合併による市域の拡大によって、新たな景観特性や景観資源を有することになりました。

このような状況に対応するため、本計画は、市域の拡大などを踏まえ、本市の自然、歴史、文化等を活かし、市民が地域に対する誇りと愛着を持てる魅力ある地域の形成を図ることを目的として策定するものであり、本市における今後の景観施策を実現していくための基本的方向や景観法に基づく実効性のあるルールを定めています。



佐賀市らしい景観

■本市における景観施策の取り組みの経過は以下のとおりです。

年 度	施策等	
平成2年度	佐賀市都市景観基本計画の策定（3月） ・都市景観の基本方針を示す	・景観行政のスタート。条例の制定により景観形成の仕組みの骨格が形成された。
平成4年度	佐賀市都市景観条例の制定（6月）、施行（7月）	
平成7年度	大規模建築物等の届出制度の開始（7月）	
平成9年度	景観賞の表彰制度の開始 ・平成23年度までに60件を表彰	・柳町地区や城内地区は、マンション建設問題をきっかけに景観保全への意識の高まりをみせる。それにより、地域主導のルールづくりが実践され、「都市景観形成地区」に指定。
平成11年度	長崎街道・柳町都市景観形成地区の指定（7月） ・長崎街道の歴史性を活かしたまちづくり	
平成14年度	城内都市景観形成地区の指定（12月） ・佐賀城跡、お堀やみどりなど、城下町佐賀の風情を活かしたまちづくり 都市景観重要建築物等の指定制度の開始 ・平成23年度までに29件を指定	
平成17年度	佐賀県から屋外広告物事務の権限移譲（4月） ・主要幹線道路周辺、一般広告物が対象 景観行政団体に移行（6月）	・国レベルで景観に対する意識が高まり、景観法が制定された。 ・新しい景観づくりの第一歩として屋外広告物の誘導を始める。交差点等の広告物撤去など、先進的な取り組みにより一定の成果をあげる。 ・合併による市域の拡大に伴い、新たな景観特性への対応、法制度への対応のため法委任条例制定及び景観計画変更。
平成18年度	佐賀市景観計画の策定（運用は法委任条例制定後）（3月）	
平成19年度	佐賀市屋外広告物条例の制定（7月） ・対象エリアを市全域に拡大 ・自家用広告物も規制の対象とした 佐賀市都市景観基本計画の改定（3月）	
平成20年度	佐賀市屋外広告物条例の施行（4月）	
平成23年度	佐賀市景観条例（法委任）の制定（10月） 佐賀市景観計画の変更（1月）	

表：本市における景観施策



歴史的建造物が建ち並ぶ「長崎街道・柳町景観形成地区」



お堀景観が美しい「城内景観形成地区」

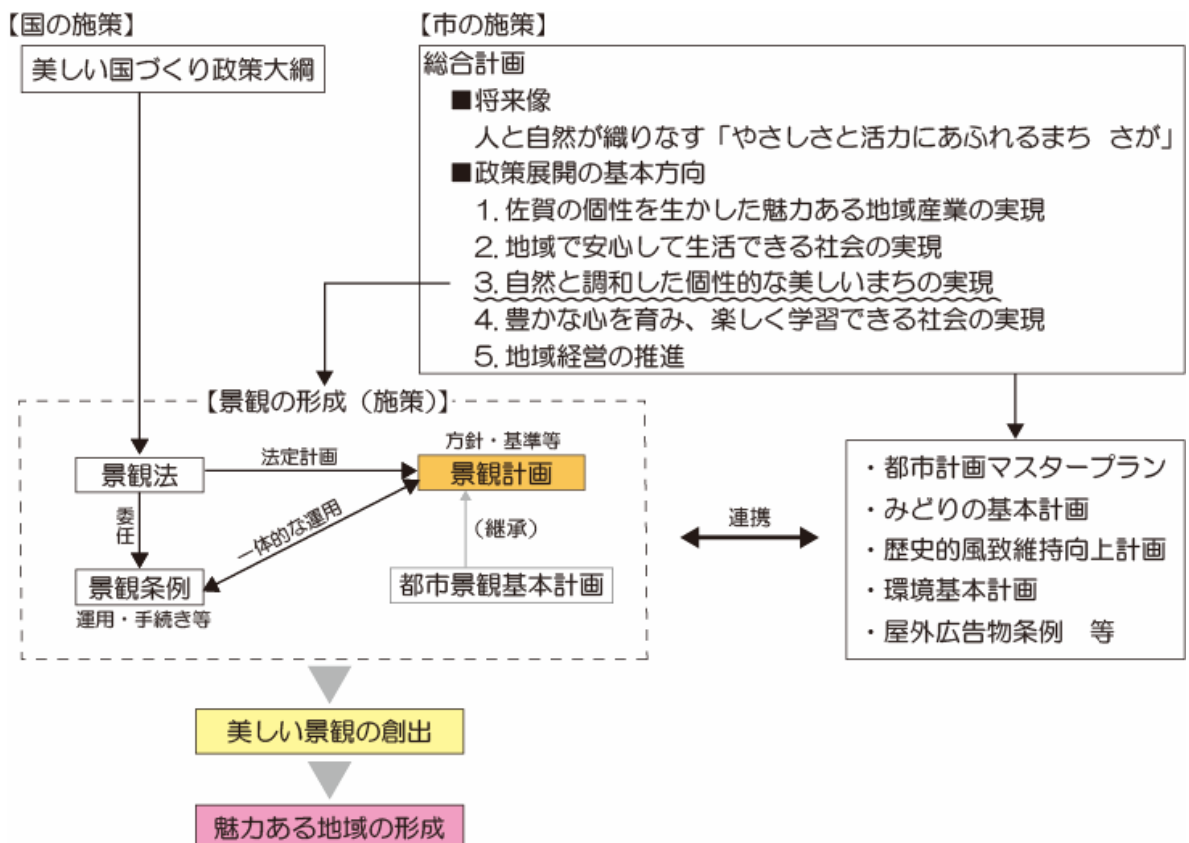
2. 本市における景観計画の位置づけ

第一次佐賀市総合計画では、「人と自然が織りなす『やさしさと活力にあふれるまちさが』」を将来像に掲げ、5つの政策展開の基本方向に沿って38施策に取り組んでいます。政策展開の基本方向の中の「自然と調和した個性的な美しいまちの実現」のために、「景観の形成」が具体的施策のひとつとしてあることから、景観法に基づく景観計画をはじめ、これまで実施してきた様々な景観施策を効果的に運用することが重要となります。

本計画では、総合計画を上位計画とし、都市計画マスタープラン(*P84)、みどりの基本計画(*P85)、歴史的風致維持向上計画(*P85)、環境基本計画(*P83)などの関連計画や関連施策と連携を図り、美しい景観を創出し、魅力ある地域の形成を目指します。

以上のような背景を受け、本計画は、佐賀市都市景観基本計画及び佐賀市都市景観条例を踏まえ、景観法に基づき、良好な景観づくりに向けた景観形成基準等や様々な景観施策を定めた、総合的な計画として位置づけます。

※景観計画の位置づけについては下記のとおりです。



図：本市における景観計画の位置づけ

3. 景観形成の考え方

【考え方1】景観の価値を共有し、役割分担と協働により施策を展開する

景観は、その地域の自然、地形、気候と、その中で人々によって積み上げられてきた暮らしや活動の結果として表れるものです。したがって、目に見えるカタチとしての景観が変容していくことは避けられませんし、そのこと自体は大きな問題ではありません。むしろ、魅力ある景観を維持していくためには、そこでの人々の暮らしや活動も含めた景観保全の方策を検討する必要があります。

つまり、魅力ある景観の保全には、目に見えるカタチに限定せずに、人々の営為*といった無形の部分も含めて、本当にその地域をその地域たらしめているものを理解し、これを守っていくことが重要となります。そのためには、そこで暮らす人々と対話をしながら、皆で守っていくものの価値を共有し、関係する者同士で互いに役割分担しながら、協働により施策を展開していくことが重要となります。

【考え方2】景観を地域づくりの「手段」として活かす

全国には、魅力的な景観の形成によって、市民の快適な暮らし、さらには地域の活性化を実現している地域が少なからず存在しています。魅力ある地域の実現に向けて、水辺の再生に取り組んでいる地域、オープンスペース(*P83)の環境の充実や維持に取り組んでいる地域などの事例を見れば、公共事業を中心とした質の高い空間整備等により、良好な景観形成を図ることが、地域づくりの戦略的な手段であることは疑う余地がありません。

景観形成は、その成果が目に見えてわかりやすく、その価値や意味が共有可能なものであるため、そこで暮らす人々の意識に働きかける効果的な道具としての性格も持っています。したがって、本市が展開する景観施策は、こうした景観の性格を意識した戦略的なものである必要があります。



山間部での農作業（富士町）



戸ヶ里漁港の船溜まり
【平成21年度 景観賞】（川副町）

* 営為：人が日々いとなむ仕事や生活

4. 市民意識の把握

(1) 調査の目的と方法

本調査は、景観計画の策定にあたり、今後の景観施策の方向性について、市民のニーズや意向を把握することを目的としています。

調査は郵送による方法と、市政モニター制度により行いました。郵送による調査は、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳以上の各世代から、それぞれ無作為に抽出し、合計3,000人の方を対象に行いました。市政モニター制度では、336人を対象に行いました。

○調査期間

一般市民（無作為抽出）	平成21年10月9日～平成21年10月31日
市政モニター	平成21年10月13日～平成21年10月26日

○配布・回収結果

	配布数	回収数	回収率
一般市民（無作為抽出）	3,000通	950通	31.7%
市政モニター	336通	123通	36.6%
全体	3,336通	1,073通	32.2%

(2) 調査結果の概要

①佐賀市の景観について

佐賀市全体の景観について	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市全体の景観について、「美しい」が9.3%、「美しい面もある」が52.9%であり、合わせて6割を超えていました。 ・また旧市町村別では、各市町村とも「美しい」「美しい面もある」の回答で約半数を占めており、旧富士町、旧三瀬村では「美しくない」と答えた割合は0%でした。
美しいと感じる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・自由記述により、上位10件は以下ようになりました。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 県庁周辺（85）、田園風景（78）、佐賀城跡周辺（68）、城内の堀・遊歩道（67）、多布施川沿い（62）、街路樹（42）、山なみ（34）、東与賀海岸・有明海（33）、どん³の森（22）、自然（20） </div>
佐賀市の良さを損ねている景観	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されていない田畑や殺伐とした空き地が増えていること」が37.3%、「豊かな自然の緑や水辺などが減少していること」が29.6%、「街路樹や公園など、まちの中に緑が少ないこと」が24.9%でした。
今後重点的な整備や積極的な保全が必要な景観	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀駅から県庁までをつなぐシンボルロードや中心市街地の景観」が39.8%で最も多く、「お堀や楠木等を含めた城内周辺の景観」が36.5%、「市街地の憩いの場となる多布施川やクリーク等の水辺の景観」、「清流が流れ、樹林等の自然の緑を身近に感じる森林景観」が同率で27.4%でした。

②良好な景観整備のためのルール・仕組みについて

景観法に基づくルールを定めることについて	<ul style="list-style-type: none"> ・「積極的にルールを設けるべきである」が 33.6%、「どちらかといえばルールを設けるほうが良い」が 45.2%であり、合わせて 8割程度の方がルールを必要だと感じています。
どのようなルールが必要か	<ul style="list-style-type: none"> ・「全市的に緩やかなルールを設け、重要な地区についてきめ細やかなルールを設ける」が 58.2%と約 6割を占め、続いて「全市的なルールは設けず、景観上、重要な地区に限り、ルールを設ける」が 17.0%でした。

③色彩について

周辺と調和していないと感じること	<ul style="list-style-type: none"> ・「よくある」が 4.8%、「ときどきある」が 40.1%であり、合わせて約半数を占めています。 ・しかし、「わからない」と回答した人も 25.8%と 4分の1程度いました。
調和していないと感じるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・「周辺の景色や風景と色合いの違う屋外広告物、看板」が 47.7%、続いて「周辺の景色や風景と色合いの違う大規模な店舗、マンション、工場などの建物」が 41.7%、「周辺の景色や風景と色合いの違う幹線道路沿いの店舗、ビルなど」が 31.7%でした。

④景観づくりの取り組みについて

市に期待すること	<ul style="list-style-type: none"> ・「景観づくりに関する情報をわかりやすく提供してほしい」が 58.6%と特筆して多く、「市民・事業者・行政がともに景観について考える協議会などをつくってほしい」が 27.7%でした。
----------	---